

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年10月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
嘉麻市漆生字尻内1567番	田	671
嘉麻市漆生字中鶴1609番	田	969
嘉麻市漆生字中鶴1610番	田	819
嘉麻市漆生字中鶴1663番1	田	999
嘉麻市漆生字中鶴1665番1	田	846
嘉麻市漆生字中鶴1666番1	田	1,875
嘉麻市漆生字浜殿1694番	田	745
嘉麻市漆生字浜殿1707番	田	408
嘉麻市漆生字梁場1714番1	田	2,406
嘉麻市漆生字梁場1714番2	田	851

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
嘉麻市漆生字尻内1567番	令和9年1月1日	10年	50,330
嘉麻市漆生字中鶴1609番	令和9年1月1日	10年	72,670
嘉麻市漆生字中鶴1610番	令和9年1月1日	10年	61,420
嘉麻市漆生字中鶴1663番1	令和9年1月1日	10年	74,930
嘉麻市漆生字中鶴1665番1	令和9年1月1日	10年	63,450
嘉麻市漆生字中鶴1666番1	令和9年1月1日	10年	140,620
嘉麻市漆生字浜殿1694番	令和9年1月1日	10年	55,880
嘉麻市漆生字浜殿1707番	令和9年1月1日	10年	30,600

嘉麻市漆生字梁場 1 7 1 4 番 1	令和 9 年 1 月 1 日	1 0 年	1 8 0, 4 5 0
嘉麻市漆生字梁場 1 7 1 4 番 2	令和 9 年 1 月 1 日	1 0 年	6 3, 8 3 0

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代用者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目 1 0 番 1 2 号
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 中馬 俊介

4 農地の所有者等の情報

西田 繁松

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに福岡法務局飯塚支局に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福岡法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。